



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 柱本 修
東京都文京区後楽 1-7-12
〒112-0004 林友ビル6階
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価・年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

■森林経営管理法・森林法の一部改正

森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みの構築

森林経営管理法及び森林法の一部改正案が5月23日の参議院本会議で可決され、成立した。

森林経営管理法は、森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することなどにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進すること等を目的として2019年に施行された。制度開始からの5年間で、1,132市町村にて、約103万haの意向調査が実施され、約22万6千haの森林で市町村への市町村への委託の希望があることが明らかとなり、未整備森林の整備が進められた。一方で、これらの森林のうち、林業経営体に集積・集約化されたものが約0.3万ha、市町村が権利取得したものが約2.0万haと、林業経営体への森林の集積・集約化は低位にとどまっており、再造林等に責任を持って取り組む林業経営体への迅速な集積・集約化を進めるため、市町村や都道府県に加えて、受け手となる林業経営体など地域

の関係者の連携を強化する新たな仕組みを構築する必要となっていた。

【法改正の概要】

○森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを措置する。

具体的には、地域の関係者が協議し、「地域経営管理集約化構想」として、受け手や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める。この構想は、複数市町村、都道府県との共同策定も可能とする。

この実現に向け、「権利集積配分一括計画」を作成し、所有権を含む森林の経営管理のための権利を、林業経営体に迅速に設定・移転することを可能とする。

○市町村の事務負担の軽減

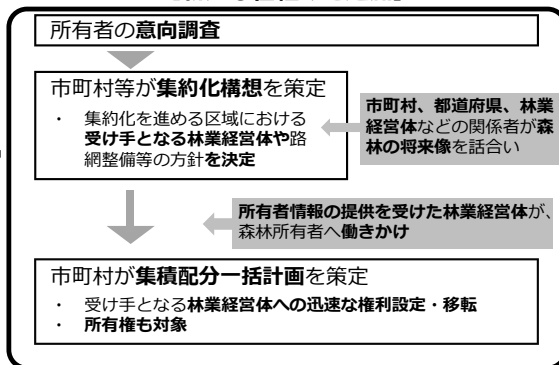
市町村の事務負担を軽減するため、①市町村に対する共有林の経営管理権の設定(間伐、間伐材の販売、保育)に必要な共有者の同意要件を緩和する(全員→1/2超)、②所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を短縮する(6カ月→2カ月)、③市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人(経営管理支援法人)」

を指定できる仕組みを創設する。

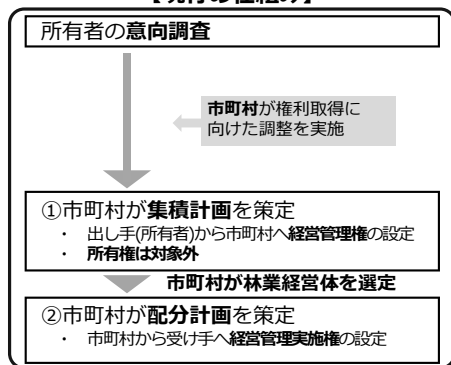
○森林法の一部改正

太陽光発電設備の設置等において、許可条件に違反する林地開発行為が散見されるため、条件違反者への罰則、開発行為の中止・復旧命令に従わない者の公表を措置する。

【新たな仕組みを追加】



【現行の仕組み】



なお、改正森林経営管理法及び森林法の施行期日は令和8年4月1日を予定している。

■九市連 第66回定期総会を開催

九州木材市場連合会(会長 多田啓(株)アサモク社長)の第66回定期総会が6月20日(金)、熊本市のメルパルク熊本で開催された。会員のほか、来賓として九州森林管理局の松木聡森林整備部長らが出席された。全市連からは柱本専務が出席した。

総会では、令和6年度事業報告・同収支決算が承認され、また、令和7年度事業計画(案)・同収支計画(案)が承認された。このほか令和6年度九州地区需給情報連絡協議会の報告、原木部会・製品部会の報告が行われた。

【会長挨拶】

開会に当たり、多田会長より「市況について厳しい状況にあり、先日、今日の本にはデフレから脱却できない流れとインフレという二つの流れがあるとの話を伺った。大阪・関西万博を訪れて多くの国のパビリオンに木材が使われているのを見て、脱炭素、SDGsの中で木材利用は世界的な流れであると感じた。しかし我々の現場では脱炭素と木材利用はまだつながっていないと感じる。自分たちの商売に落とし込むために何ができるか考えていきたい。」等の挨拶があった。

総会に先立ち開催された原木部会と製品部会の報告では、原木については、虫の影響への危惧、市況は価格はヒノキが強い、今後の8月9月の梅雨明けに期待

など。製品については、3月の価格の改訂が最近やっと浸透してきたところ、今後、お盆明けの8月9月に市況が動き仕事が出てきた時に製品を供給できるよう体制を整えたい等の報告があった。

【来賓からの情報提供】

○九州森林管理局の松本森林整備部長からは、令和7年度の九州森林管理局の重点取組事項として、①重視すべき森林の機能に応じた森林の管理経営、②森林吸収源対策・花粉発生源対策、④令和7年度的主要事業量についての紹介に加え、将来の国有林材を仮装すると題して、植栽本数の推移、植栽方式の変更、スギ品種・系統、下刈り回数の変化、樹高と材積の推移、素材生産量及び売り上げの推定等についての報告が行われた。

○全市連の柱本専務からは、発電に供する木質バイオマスの証明様式の改正、改正物流効率化法の施行、改正クリーンウッド法の施行等について情報提供を行った。



多田会長の挨拶

令和6年度森林・林業白書 生物多様性特集

令和6年度の森林・林業白書は「生物多様性を高める林業経営と木材利用」と題した特集を組み、生物多様性保全の意

義、我が国の生物多様性保全の取組、生物多様性を高める林業経営と木材利用等について詳しく解説しているのので、一部を抜粋・要約して紹介する。

□生物多様性の重要性と関心の高まり

①生物多様性とその意義

生物多様性は、生態系、種（種間）、遺伝子（種内）の3つのレベルにおける多様性を指しており、これらが相互に関連し、生態系の多様性が確保されていることで、異なる生物の種や集団に生育・生息場所を提供し、種や遺伝子の多様性に貢献している。

生物多様性を考える上では、生態系レベルでみた場合の面的な広がりにおける多様性から、種や遺伝子レベルでみた場合の個別の多様性まで複数の視点が必要である。現在の生物多様性は、生物の長い進化の歴史の中で形成されたものであり、損なわれると回復に極めて長い期間を要する。

森林・林業基本法においては、国土の保全、水源の涵かん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮が国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものと位置付けられている。こうした多面的機能は、自然資本が提供する恵みであり国際的には生態系サービスとも呼ばれている。

②生物多様性をめぐる近年の動き （国際的な動き）

2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに、生物多様性の損

失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標が掲げられた。この考え方は「ネイチャーポジティブ（自然再興）」と呼ばれる。その具体的な目標として、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）により保全する「30 by 30目標」等が掲げられた。

（国内の動き）

我が国においては、2023年3月に、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指す「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定。農林水産省においても「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進することとしている。

また、30 by 30目標を契機として、2023年4月から国が「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定し、保護地域との重複を除いた箇所をOECMとして国際データベースに登録する仕組みが開始されて、2025年3月時点で、企業の社有林や水源林など328か所が認定されている。

（民間企業が主体となった動き）

民間企業においても、2023年9月に公表された「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の提言等により、森林を始めとする自然資本への依存度等の評価や事業活動全体が自然資本と生態系サービスに及ぼす影響等について情報開示を行うことが求められるようになり、生物多様性保全を含む多面的機能の発揮に向けた取組が重要な課題と認識されるようになってきている。



針葉樹・広葉樹が混交するモザイク林相

識されるようになってきている。

□生物多様性を高める林業経営と木材利用に向けて

①生物多様性への林業経営の貢献
林野庁が2024年3月に取りまとめた「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」では、生物多様性への負の影響を回避し、機能の低下した森林の再生を通じて生物多様性の回復を図ることも含め、生物多様性の保全に一層配慮した森林管理を実践することにより、多様な動植物の生育・生息空間としての森林の質を現状より高めることを強調している。

生物多様性への林業経営の貢献については、個々の森林施業のまとまりである林分単位だけでなく、地域の森林全体と

しての生物多様性に貢献するという視点が重要である。

林業事業体等が取り組むべきことは持続的な経営であり、多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業等を実践すること。また、その結果として供給される木材の利用は社会経済に貢献する。

②生物多様性の面からみた今後の林業経営

地域の森林管理の主体である林業事業体等が、市町村森林整備計画のゾーニング等を踏まえ、目指すべき森林の姿を設定した上で、その実現に向けた森林施業等を計画し実行することが重要。人工林のうち、自然的・社会的条件から林業に適した森林は、主伐と確実な再造林によりそれを維持し、林業を継続するための条件が厳しい森林は、森林整備事業や森林環境譲与税等を活用しつつ、間伐等の段階から侵入広葉樹を残し、針広混交林等への誘導を図るほか、帯状や群状の伐採と更新によるモザイク状の森林配置へ誘導することが重要。林業事業体等はこれらを実践する主体として、面的な広がりにおける多様な森林の配置に貢献することになる。

指針では、森林施業上の配慮事項等を整理し、共通事項として市町村森林整備計画に基づく森林施業の実施や溪畔林の保全等を、自然条件等に応じた任意事項として、地拵え、植栽、間伐等において侵入広葉樹を残すことや、保護樹帯の設定等を提示している。

林業事業体等においては、生物多様性に貢献していることを対外的に訴求することで自らの価値を高められるとともに

国有林野の森林施業における生物多様性への配慮の取組例（東北森林管理局）



水辺林周辺を保護樹帯として設定し、伐採地に侵入した天然木を極力保残した様子

に、生物多様性の確保に取り組む他業種の企業等との連携も含め、新たな収益機会を得られる可能性もある。

森林由来のJークレジットの創出の取組において、生物多様性の確保にも配慮し、付加価値の最大化を図る例もみられる。このような取組が広がることも期待される。

また、里山林の整備に取り組み、二次的な自然を維持しつつ、多様な広葉樹資源を持続的に利用していくことで、スギ、ヒノキ等を中心とした用材生産とは異なる林業の可能性がある。

③持続的な経営から生産される木材の利

用に向けて

（民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動き）

民間企業においては、TNFD提言等の動きを受けて、自らの自然資本への依存度を評価した上で、企業活動に必要な原材料調達の際に生物多様性の保全や持続可能な木材利用へ配慮することが求められている。

林野庁では、2024年3月に「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を作成・公表し、建築物に木材を利用する企業等が情報開示において木材利用の効果を評価し訴求する際の参考となる評価項目・評価方法を提示。ガイダンスでは、評価項目としてデュー・デリジェンスの実施による「持続可能な木材の調達」を挙げており、評価方法として、合法性とともに森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであることなどを提示した。

（持続可能な木材利用に向けて）

サプライチェーンの中で、生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材を選択的に利用できることは、林業経営側・木材利用側の双方からみて重要である。

木材関連事業者が木材を調達する際に合法性を確認するための書類として、伐採造林届出書や森林経営計画の認定書等が位置付けている。森林経営計画において生物多様性に関連する取組事項を示すことにより、流通過程でその情報を伝達していくことも木材の選択的利用を促す有効な手段である。

生物多様性の観点も含めて持続的な経

営が行われている森林から生産される木材が、需要者に評価され、その利用が拡大していくことは、山元の利益の確保や伐採後の再造林等につながり得るものがあり、我が国の森林の生物多様性を更に高めることに貢献できる。

■東京木材市場記念市で地元高校生が発表

東京木材市場（東京都、氏橋武史社長）は6月5日に買方組合結成72周年記念市を開催した。その中で記念発表会として江東区のかえつ有明中・高等学校の高校2、3年生9名が「ものづくりプロジェクト」ものづくりから始まる木と人のつながり」と題した30分間の発表を行った。高校生たちは地域社会の一員として木材業との関りや、新木材の未来像について自分たちの考えを発表し、聴講した



かえつ有明中・高等学校の皆さん

買方・関係者からは「一人一人がしっかりとした意見をもっていることが素晴らしい、それを大勢の人の前でしっかりと伝えることが出来ることもすごい」「考える力とそれを実現する強い心に感心した」「なにか自分が忘れていたものを出させてくれた」「一人一人の前向きな気持ちチームとしての強さにつながっている」「3年生から2年生への継承がちゃんとできている」等の声が聞かれた。

同校の美術教師が市場の買方とつながりがあったことをきっかけに昨年5月より両者の交流が始まった。同校では地域社会との連携やものづくりの教育にも積極的に取り組んでいる。

■木材利用推進コンクール 公募開始

令和7年度の木材利用推進中央協議会による木材利用推進コンクールの公募が開始されたのでお知らせします。

主催―木材利用推進中央協議会
後援―農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会
共催―都道府県木材利用推進協議会

【募集期間】令和7年6月9日（月）～7月14日（月）

【応募対象】

（優良施設部門）

過去において、当協議会の令和元年度までの「木造事例集」に未掲載のもの（令和2年度以降については受賞施設以外）であって、令和3年度以降令和7年6月までに建設された以下の施設とします。

ア 木造施設、内装木質化施設

学校等施設、研修・多目的交流等施設、保育園等施設、展示・資料館等施設、保健・保養・ケア・病院等施設、住宅団地等施設、体育館・音楽堂等施設、交通関係施設、宿泊施設、庁舎・事務所等施設、商業施設等

イ 街づくり施設

公園遊具、モニュメント、外構施設、土木施設（木道、木柵、木橋、木製ガードレール、堰堤等）等

※戸建て住宅及び国が整備した施設は除きます。

（国産材利用推進部門）

◆川中・国産材製品の生産及び販売、流通を通じて、利用拡大に取組む企業
【製材、集成材、合板、建材、流通、プレカット事業者等】

◆川下・国産材を多く利用するとともに、普及啓発等の利用拡大に取組む企業【住宅メーカー、ゼネコン、施主（店舗・事業所）等】

・令和6年（または令和6年度）における国産材の利用推進に係る取組とします。

・本コンクールにおいて、農林水産大臣賞を過去5年間受賞していない建築事業者等とします。

ただし、優良施設部門における受賞履歴は問わないものとします。

【賞の構成】

（優良施設部門）

内閣総理大臣賞（1点）、文部科学大臣賞（1点）、農林水産大臣賞（1点）、国土交通大臣賞（1点）、環境大臣賞（1点）、林野庁長官賞（1・2点）、木材利

用推進中央協議会会長賞（2点程度）、審査委員会特別賞（2点程度）、優秀賞（応募数の5割から特別賞を除いた点数）

（国産材利用推進部門）

農林水産大臣賞（1点）、林野庁長官賞（1・2点）、木材利用推進中央協議会会長賞（2点程度）

応募方法の詳細は次のURLをご覧ください。
<https://www.jcatu.jp/competition/>

■ウッドデザイン賞2025の募集開始

ウッドデザイン賞は、木の良さと価値を、デザインの中で再構築することを目的として、優れた建築・空間や製品、活動や仕組み、研究等を募集・評価し、表彰する顕彰制度です。

○応募受付期間

2025年6月20日（金）10:00～7月31日（木）18:00

※ウェブサイトのマイページから送信のみ有効

○応募対象分野

建築・空間、技術・建材、プロダクト、コミュニケーション、調査・研究

○表彰部門

・ライフスタイルデザイン部門

・木を活かして質の高いライフ＆ワークスタイルを提案しているものが対象

・ハートフルデザイン部門

・木を活かして心身を健やかにしてWellbeingの実現が期待されるものが対象

が対象

・ソーシャルデザイン部門

・木を活かして森林・林業や地域・社会を持続性を向上させているものが対象

会の特長性を向上させているものが対象

○賞の構成

最優秀賞 数点 ※現在調整中
優秀賞 数点×3部門 ※現在調整中
奨励賞（審査委員長賞） 数点×3部門
ウッドデザイン賞（入賞）

二次審査を通過したものすべし

○応募方法等の詳細は次のURLをご覧ください。
<https://www.wooddesign.jp/>



■林野庁夏の人事異動（抄）

（7月1日付関連から抜粋、順不同、敬称略）

○（退職）↑青山豊久（長官）↑小坂善太郎（次長）↑谷村栄二（官房危機管理・政策立案総括審議官）○（退職）↑高橋和宏（近中局長）↑上口直紀（官房検査・監察部調整・監査課長）○（退職）

↑竹内純一（四国局長）↑田中晋太郎（中国四国農政局次長）○（庁林政部付）

↑橋政行（九州局長）↑眞城英一（庁国有林部長）↑長崎屋圭太（庁森林整備部長）↑齋藤健一（庁計画課長）↑土居隆行（庁整備課長）↑諏訪幹夫（庁山村振興・緑化推進室長）○（庁林政部付）

↑大政康史（東北局長）↑箕輪富男（庁国有林野部付）↑石田良行（庁経営企画課長）↑石井洋（庁森林利用課長）↑増山寿政（庁森林吸収源情報管理官）○

（官房地方課長）↑上杉和貴（庁企画課長）↑横山博一（官房参事官）○（総務省）

↑谷口正範（庁経営課長）↑小坂田章志（農林漁業信用基金）